

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 7 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

マツモト工業株式会社

〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6

代表取締役 松本真弥

TEL 0774-72-5157 FAX 0774-73-0358



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	/	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 ヲ年 ヲ月 ヲ日

申請者 氏名又は名称

マツモト工業株式会社

住 所

〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6

代表者氏名

代表取締役 松本真弥



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 松本 真弥	
取締役 松本 和彦	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	マツモト工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6 住所 TEL 0774-72-5157 FAX 0774-73-0358 電話番号 FAX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
松本 真弥 松本 和彦 田中 慎吾 松本 敦子	287839 2/3 12073 1/5 291954 2/3 242420 2/5

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2年 2月 7日

申請者

氏名又は名称 マツモト工業株式会社
住 所 〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6
代表者 氏名 代表取締役 松本真弥



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

年月日現在

種別	名称	形式・名称	数量	備考
管切断用の機械器具	エンジンカッター 金切りのこ ハンディカッター エンビカッター 銅管カッター 金切鋸		1台 10個 1台 10個 1ヶ 2ヶ	
接合用の機械器具	パイプレンチ ドライバー トルクレンチ トーチランプ*	250mm~600mm +・-	20個 16個 4個 4ヶ	
管の加工用の機械器具	せん孔機 圧着機 パイプねじ切り器 電動ネジ切機 溶接溶断セット フレアーツール プライヤ アンギラス チエントン スパナ モンキー 鉄ヤスリ ヤスリ ラジオペンチ 面取器 ネジ切器(リード) *(ガストーチランプ ガソリントーチランプ パイプバイス	1/2~1 1/4マテ (サンリ・アゼリン用)	3個 2個 5台 3台 1台 1ヶ 5ヶ 10個 2台 10ヶ 10ヶ 2ヶ 2ヶ 2ヶ 2ヶ 1台 3ヶ 1ヶ 2ヶ	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		3台	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6
マツモト工業株式会社

会社法人等番号	1300-01-052834	
商 号	マツモト工業株式会社	
本 店	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成26年3月24日	
目的	1. 給排水衛生設備工事業 2. 管工事業 3. 冷暖房設備工事業 4. 土木工事業 5. 補装工事業 6. 外構工事業 7. 造園の施工及び管理業 8. 水道施設工事業 9. 建設工事の請負及び設計 10. 浚渫工事業 11. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム 12. ガス・水道用器具用品販売 13. 給排水機器の販売、取付業務 14. 净水処理及び空気の清浄に関する機械装置及び器具の販売 15. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水設備機器の販売 16. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	平成26年10月28日変更 平成26年10月29日登記
資本金の額	金300万円	平成26年10月28日変更 平成26年10月29日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。	
役員に関する事項	取締役	松 本 真 弥

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目 10 番地 6
マツモト工業株式会社

	取締役	松本 敦子	平成 28 年 1 月 9 日就任
			平成 28 年 1 月 12 日登記
			平成 29 年 2 月 1 日辞任
			平成 29 年 4 月 17 日登記
	取締役	松本 和彦	平成 29 年 2 月 1 日就任
			平成 29 年 4 月 17 日登記
	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目 10 番地 6 代表取締役	松本 真弥	
	京都府木津川市相楽台一丁目 4 番地 2-810 号 代表取締役	松本 真弥	平成 29 年 6 月 22 日住所 移転
	京都府木津川市相楽台 1-4-2-810 代表取締役	松本 真弥	平成 29 年 10 月 24 日登記
			平成 31 年 3 月 10 日住所 移転
			平成 31 年 3 月 22 日登記
登記記録に関する 事項	設立		平成 26 年 3 月 24 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(京都地方法務局管轄)

令和 2 年 1 月 20 日
京都地方法務局木津出張所
登記官

樋 口 貴 弘





マツモト工業株式会社 定 款

平成26年3月17日 作 成
平成26年3月 日 認 証
平成26年3月 日 会社設立





定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、マツモト工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水衛生設備工事業
2. 管工事業
3. 冷暖房設備工事業
4. 土木工事業
5. 舗装工事業
6. 外構工事業
7. 造園の施工及び管理業
8. 水道施設工事業
9. 建設工事の請負及び設計
10. 浚渫工事業
11. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム
12. ガス・水道用器具用品販売
13. 給排水機器の販売、取付業務
14. 净水処理及び空気の清浄に関する機械装置及び器具の販売
15. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水設備機器の販売
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。



(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 当会社の株式を取得した者（以下「株式取得者」という）は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者、又はその相続人その他一般承継人と共同して、その株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

2 株式取得者が、株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、譲渡により株式を取得した場合には、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名・押印し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証明する書面をも添えて提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名・押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)



第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

2 株主総会は、その総会において議決権行使することができる総株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。



2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が、株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定に関わらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する



株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第25条 当会社の取締役が1名の場合は、当該取締役が代表取締役となり、2人以上ある場合は、1名の代表取締役を取締役の互選によって定めるものとする。

2 代表取締役は社長とし、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役が、報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

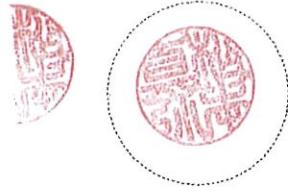
(剰余金の配当)

第29条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払いの配当金には、利息を付けない。



第6章 附 則

(成立後の資本金の額)

第31条 当会社の成立後の資本金の額は、金50万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額等)

第32条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金50万円とする。

2 当会社の設立に際して発行する株式の数は50株、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年2月28日までとする。

(設立時取締役)

第34条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 松本 真弥

設立時取締役 松本 和彦

2 当会社の設立時の代表取締役は、次のとおりとする。

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

設立時代表取締役 松本 真弥

(発起人)

第35条 発起人の氏名、住所、発起人が割当を受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

発起人 松本 真弥

普通株式 50株 金50万円

(法令の準拠)

第36条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令の定めに従う。

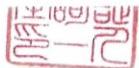


以上、マツモト工業株式会社を設立するため、発起人である松本真弥はこの定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成26年3月17日

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6
発起人 松本 真弥





(1)	平成 26 年 登簿第 19 号
(2)	定 款 認 証 書
(3)	本定款の発起人 松本 真弥 の代理人 中野 嘉
(4)	久 は、本公証人の面前で、前記発起人がその記名押
(5)	印を自認する旨を陳述した。 _____
(6)	よって、これを認証する。 _____
(7)	平成 26 年 3 月 20 日、本公証人役場において。
(8)	京都府宇治市宇治壱番 132 番地の 4
(9)	京都地方法務局所属
(10)	公証人
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	
(16)	
(17)	
(18)	
(19)	
(20)	

公 証 人 役 場

令和2年1月20日
マツモト工業株式会社
代表取締役 松本真弥
原本に相違ありません。



第二八七八三九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 松本真弥

平成四年二月十一日生

水道法(昭和八年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣 岩崎恭久



第一二〇七三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

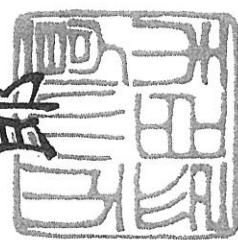
氏名 松本和彦

昭和三十四年九月二十二日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年三月十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第一九七九五四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

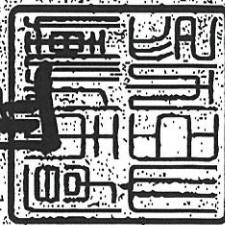
氏名 田中慎吾

昭和五十一年十二月十日生

水道法(昭和二年法律第二百三十九条)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 一郎



第一四二四二〇号

給水装置事務技術者免状

本籍 京都府

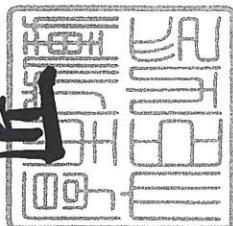
氏名 松本敦子

昭和三十四年八月三日生

水道法(昭和三一年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

令和元年八月二十一日

厚生労働大臣 根本正



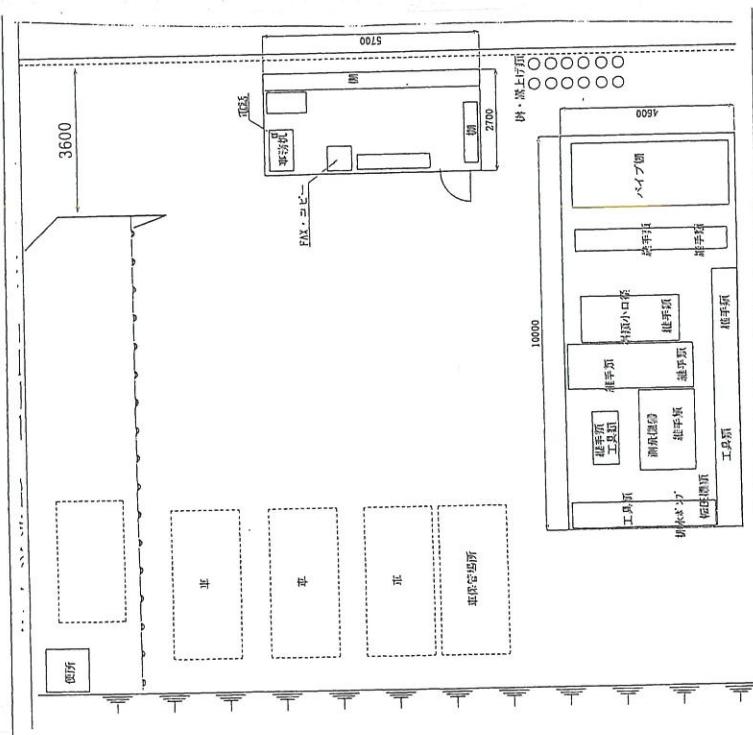
圖・配置所の所在場所管保

欄載記圖在所



363m²

欄載記圖置配



啓文社納

- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できる。
2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

No. _____



No. _____



No. _____



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 2月 7日

申請者 フリガナ
氏名又は名称

マツモト工業株式会社

住所

〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6

代表者氏名

代表取締役 松本真弥

電話番号

TEL 0774-72-5157 FAX 0774-73-0358

FAX番号

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和二年一月七日

届出者

氏名又は名称 マツモト工業株式会社
住所 〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6
代表者氏名 代表取締役 松本真弥

(選) 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	マツモト工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
マツモト 松本 真弥 マツモト 松本 和彌 タナカ 田中 慎吾 マツモト 松本 麻子	第287839号 第12073号 第297954号 第242420号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二八七八三九号

給水装置工事技術者免状

本籍 京都府

氏名 松本真弥

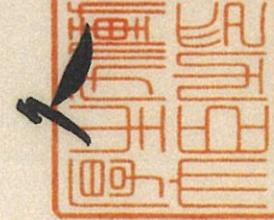
平成四年二月十一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣

塙 翔太



第一二〇七三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

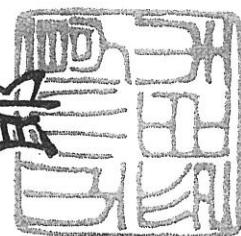
氏名 松本和彦

昭和三十四年九月二十二日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年三月十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第一九七九五四号

給水装置事主交付者免狀

本籍 奈良県

氏名 田中慎吾

昭和五十一年十二月十日生

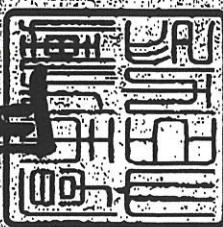
水道法(昭和二年法律第百三十一号)の

規定により給水装置事主に

技術者免狀を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本



第二四二四二〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 松本敦子

昭和三十四年八月三日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和元年八月二十一日

厚生労働大臣 根本

